

議第2号

檀原市個人番号の利用に関する条例及び檀原市税外債権管理条例の一部改正について
 檀原市個人番号の利用に関する条例及び檀原市税外債権管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。
 令和6年3月1日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市個人番号の利用に関する条例及び檀原市税外債権管理条例の一部を改正する条例
 (檀原市個人番号の利用に関する条例の一部改正)
 第1条 檀原市個人番号の利用に関する条例(平成27年檀原市条例第35号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5)～(22)</u> (略) (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1機関の欄に掲げる市の機関が行う同表事務の欄に掲げる事務、別表第2機関の欄に掲げる市の機関が行う同表事務の欄に掲げる事務及び市の機関が行う<u>法別表第2事務の欄に掲げる事務</u>とする。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> <u>(7)～(24)</u> (略) (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1機関の欄に掲げる市の機関が行う同表事務の欄に掲げる事務、別表第2機関の欄に掲げる市の機関が行う同表事務の欄に掲げる事務及び市の機関が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。

改 正 前			改 正 後		
2 (略)			2 (略)		
3 市の機関は、 <u>法別表第2事務の欄に掲げる事務</u> を処理するために必要な限度で <u>同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該 <u>特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。			3 市の機関は、 <u>特定個人番号利用事務</u> を処理するために必要な限度で <u>利用特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該 <u>利用特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。		
4～6 (略)			4～6 (略)		
附 則			附 則		
1 (略)			1 (略)		
2 当面の間、市の機関が、 <u>法別表第1事務の欄及び別表第1事務の欄に掲げる事務</u> において、当該事務以外の自らが行う事務により収集された特定個人情報（第4条により利用することができる特定個人情報を除く。）をこの条例の施行前の事務の例により利用するときは、当該特定個人情報を利用する事務は、法第9条第2項の条例で定めることにより当該特定個人情報を利用することができる事務とみなす。			2 当面の間、市の機関が、 <u>法別表事務の欄及び別表第1事務の欄に掲げる事務</u> において、当該事務以外の自らが行う事務により収集された特定個人情報（第4条により利用することができる特定個人情報を除く。）をこの条例の施行前の事務の例により利用するときは、当該特定個人情報を利用する事務は、法第9条第2項の条例で定めることにより当該特定個人情報を利用することができる事務とみなす。		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
3 市長	外国人に対する生活保護の措置、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、それらに	<u>法別表第2第26の項特定個人情報の欄に規定される情報</u> 、地方税関係情報、生活保護関係情報、老人福祉措置関係情	3 市長	外国人に対する生活保護の措置、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、それらに	<u>生活保護法による事務に係る利用特定個人情報</u> 、地方税関係情報、生活保護関係情報、老人福祉措置関係情報、障害者関

改 正 前			改 正 後		
	要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	報、障害者関係情報、自立支援給付等関係情報、障害児給付等関係情報、医療給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、公営住宅関係情報又は改良住宅関係情報であって規則で定めるもの		要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	係情報、自立支援給付等関係情報、障害児給付等関係情報、医療給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、公営住宅関係情報又は改良住宅関係情報であって規則で定めるもの
(略)			(略)		

(樫原市税外債権管理条例の一部改正)

第2条 樫原市税外債権管理条例（令和元年樫原市条例第36号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前		改 正 後	
(情報の利用等)		(情報の利用等)	
第5条 (略)		第5条 (略)	
2 前項の規定により、市長が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） <u>別表第1</u> 事務の欄及び樫原市個人番号の利用に関する条例（平成27年樫原市条例第35号）別表第1事務の欄に掲げる事務（以下「番号利用事務」という。）において、当該番号利用事務以外の事務により収集された特定個人情報（番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を利用するときは、当該番号利用事務は、番号法第9条第2項の条例で定めることにより当該特定個人情報を利用することができる事務とみなす。		2 前項の規定により、市長が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） <u>別表</u> 事務の欄及び樫原市個人番号の利用に関する条例（平成27年樫原市条例第35号）別表第1事務の欄に掲げる事務（以下「番号利用事務」という。）において、当該番号利用事務以外の事務により収集された特定個人情報（番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を利用するときは、当該番号利用事務は、番号法第9条第2項の条例で定めることにより当該特定個人情報を利用することができる事務とみなす。	
3 (略)		3 (略)	

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の施行の日から施行する。

理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、同法の別表第２が削除されたため、所要の改正を行うもの

議第3号

檀原市監査委員に関する条例の一部改正について

檀原市監査委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

檀原市監査委員に関する条例（昭和39年檀原市条例第8号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（職員の賠償責任の決定等） 第10条 監査委員は、 <u>法第243条の2</u> 第3項の規定による賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、その日から20日以内に、同条第8項の規定による意見を求められたときは、その日から20日以内に通知又は提出しなければならない。	（職員の賠償責任の決定等） 第10条 監査委員は、 <u>法第243条の2の8</u> 第3項の規定による賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、その日から20日以内に、同条第8項の規定による意見を求められたときは、その日から20日以内に通知又は提出しなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理由 地方自治法の一部改正により、条項が追加されたため、所要の改正を行うもの

議第4号

檜原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例の一部改正について
 檜原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
 令和6年3月1日提出

檜原市長 亀田 忠彦

檜原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例
 檜原市会計年度任用職員の任用、給与、勤務条件等に関する条例（平成23年檜原市条例第16号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（フルタイム会計年度職員の給与） 第5条 フルタイム会計年度任用職員の給与として、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当<u>及び</u>期末手当を支給する。 （パートタイム会計年度任用職員の給与） 第6条 パートタイム会計年度任用職員の給与として、報酬<u>及び</u>期末手当を支給する。 （通勤手当） 第8条 フルタイム会計年度任用職員に対して、次項から第4項までに定めるところにより通勤手当を算定し支給する。 2 （略） 3 通勤のため自動車その他規則で定める交通用具（以下「自動車等」という。）を利用するフルタイム会計年度任用職員に対し、<u>勤務1日につき、別表に定める通勤距離の区分に応じて支給する。ただし、同表に規定する月額上限を超えるときは、月額上限の額</u>	（フルタイム会計年度職員の給与） 第5条 フルタイム会計年度任用職員の給与として、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。 （パートタイム会計年度任用職員の給与） 第6条 パートタイム会計年度任用職員の給与として、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。 （通勤手当） 第8条 フルタイム会計年度任用職員に対して、次項から第5項までに定めるところにより通勤手当を算定し支給する。 2 （略） 3 通勤のため自動車その他規則で定める交通用具（以下「自動車等」という。）を利用するフルタイム会計年度任用職員に対し、<u>別表の通勤距離の区分に応じて月額に定める額を支給する。</u>

改 正 前	改 正 後
<u>を支給する。</u> 4・5 （略） （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第15条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第1項後段及び同条第5項を除く。）の規定は、フルタイム<u>の</u>会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と読み替えるものとする。 2・3 （略） （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第20条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第1項後段及び同条第5項を除く。）の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第1項中「100分の122.5」とあるのは「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と、同条第4項中「において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるの	4・5 （略） （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第15条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第5項を除く。）の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と読み替えるものとする。 2・3 （略） <u>（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</u> <u>第15条の2 給与条例第16条（第4項を除く。）の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、他の職員との権衡上必要があると認められる者として規則で定めるものに対する勤勉手当については、支給しない。</u> <u>3 前2項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関し必要な事項は、規則で定める。</u> （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第20条 給与条例第15条から第15条の3まで（第15条第5項を除く。）の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「100分の122.5」とあるのは「他の職員との権衡を考慮して市長が規則で定める割合」と、同条第4項中「において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「における職種

改正前	改正後
は、「における職種及び正規の勤務時間に応じて市長が規則で定める額」と読み替えるものとする。 2・3 (略) (費用弁償) 第21条 パートタイム会計年度任用職員に対して、その通勤に係る費用を、1月当たりの通勤回数に応じ、第8条の規定を準用して弁償するものとする。この場合において、同条第5項中「最初の月」とあるのは「最初の月の翌月」と読み替えるものとする。 2 (略)	及び正規の勤務時間に応じて市長が規則で定める額」と読み替えるものとする。 2・3 (略) <u>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u> <u>第20条の2 給与条例第16条(第4項を除く。)の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第16条第3項中「において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「における職種及び正規の勤務時間に応じて市長が規則で定める額」と読み替えるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、他の職員との権衡上必要があると認められる者として規則で定めるものに対する勤勉手当については、支給しない。</u> <u>3 前2項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関し必要な事項は、規則で定める。</u> (費用弁償) 第21条 パートタイム会計年度任用職員に対して、その通勤に係る費用を、1月当たりの通勤回数に応じ、第8条の規定を準用して弁償するものとする。この場合において、<u>同条第3項中「別表の通勤距離の区分に応じて月額に定める額」とあるのは「勤務1日につき、別表の通勤距離の区分に応じて費用弁償に定める額」と、同条第5項中「最初の月」とあるのは「最初の月の翌月」と読み替えるものとし、読み替えられた同条第3項において、別表に規定する月額を超えるときは、月額の額を支給する。</u> 2 (略)

改 正 前	改 正 後												
(支給方法) 第22条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の期末手当については別に規則で定める日に支払うものとする。 3 (略) (年次有給休暇) 第26条 (略) 2 年次有給休暇の取得単位は、1日又は1時間とする。 3 (略) 別表 (第8条関係) <table><tr><td>通勤距離</td><td>費用弁償額 (円)</td><td>月額上限 (円)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	通勤距離	費用弁償額 (円)	月額上限 (円)	(略)			(支給方法) 第22条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の期末手当<u>及び勤勉手当</u>については別に規則で定める日に支払うものとする。 3 (略) (年次有給休暇) 第26条 (略) 2 年次有給休暇の取得単位は、1日又は1時間とする。<u>ただし、特に必要があると認められるときは、1回につき1時間以上の場合に限り15分を単位とすることができる。</u> 3 (略) 別表 (第8条関係) <table><tr><td>通勤距離</td><td>費用弁償額 (円)</td><td>月額 (円)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	通勤距離	費用弁償額 (円)	月額 (円)	(略)		
通勤距離	費用弁償額 (円)	月額上限 (円)											
(略)													
通勤距離	費用弁償額 (円)	月額 (円)											
(略)													

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理由 地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能になったこと等を踏まえ、所要の改正を行うもの

議第 5 号

檀原市の技能職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について
 檀原市の技能職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。
 令和 6 年 3 月 1 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市の技能職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例
 (檀原市の技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
 第 1 条 檀原市の技能職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和 4 1 年檀原市条例第 1 1 号) の一部を次の表のように改正する。
 (下線部分は改正部分)

新旧対照表	
改 正 前	改 正 後
(給与の減額) 第 1 4 条 (略) 2 職員が檀原市職員の育児休業等に関する条例 (平成 4 年檀原市条例第 1 号) 第 2 0 条の規定による部分休業又は檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 1 5 条の規定による介護休暇若しくは同条例第 1 5 条の 2 の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない場合その他市長が定める事由により勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(給与の減額) 第 1 4 条 (略) 2 職員が檀原市職員の育児休業等に関する条例 (平成 4 年檀原市条例第 1 号) 第 2 0 条の規定による部分休業又は檀原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 1 5 条の規定による介護休暇、 <u>同条例第 1 5 条の 2 の規定による介護時間若しくは同条例第 1 5 条の 3 の規定による子育て部分休暇</u> の承認を受けて勤務しない場合その他市長が定める事由により勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(檀原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
 第 2 条 檀原市職員の育児休業等に関する条例 (平成 4 年檀原市条例第 1 号) の一部を次の表のように改正する。
 (下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 樫原市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年樫原市条例第29号)第15条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次条において「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(市長が規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2 (略) (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市長が規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 (部分休業の承認) 第20条 (略) 2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は樫原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 樫原市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年樫原市条例第29号)第15条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(市長が規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2 (略) (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市長が規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 (部分休業の承認) 第20条 (略) 2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)、樫原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2の規定による介護時間又は同条例第15条の3の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該

改 正 前	改 正 後
時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 (略)	介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 (略)

(樫原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 樫原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年樫原市条例第3号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(休暇の種類) 第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。	(休暇の種類) 第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、<u>子育て部分休暇及び組合休暇</u>とする。 <u>(子育て部分休暇)</u> 第15条の3 <u>子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u> <u>2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u> <u>3 第15条第3項の規定は、子育て部分休暇について準用する。</u>
(組合休暇) 第16条 (略) 2 (略)	(組合休暇) 第16条 (略) 2 (略)

改 正 前	改 正 後
3 <u>前条</u> 第3項の規定は、組合休暇について準用する。	3 <u>第15条</u> 第3項の規定は、組合休暇について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理由 部分休業の対象を小学6年生までに拡大する子育て部分休暇の導入等を行うため、所要の改正を行うもの

議第 6 号

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

檀原市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年檀原市条例第 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（補償基礎額） 第5条 （略） 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1） （略） （2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合には<u>8, 9 0 0 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1 4, 2 0 0 円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3・4 （略）	（補償基礎額） 第5条 （略） 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1） （略） （2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合には<u>9, 1 0 0 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1 4, 2 0 0 円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3・4 （略）

改正前				改正後			
別表（第5条関係）補償基礎額表				別表（第5条関係）補償基礎額表			
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,440	円 13,320	円 14,200	団長及び副団長	円 12,500	円 13,350	円 14,200
分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440	分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長及び団員	8,900	9,790	10,670	部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の橿原市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた橿原市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金等（同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

理由 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正を行うもの

議第 7 号

檀原市国民健康保険税条例の一部改正について

檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

檀原市国民健康保険税条例（昭和 3 1 年檀原市条例第 4 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（課税額） 第 2 条 （略） 2 （略） 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、国民健康保険課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 0 0, 0 0 0 円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 0 0, 0 0 0 円</u> とする。 4 （略） （基礎課税額に係る税率） 第 4 条 基礎課税額に係る税率は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1） 所得割額 <u>1 0 0 分の 8. 1</u> （2） 被保険者均等割額 被保険者 1 人について <u>2 3, 9 0 0 円</u> （3） 世帯別平等割額は、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額とす	（課税額） 第 2 条 （略） 2 （略） 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、国民健康保険課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 2 0, 0 0 0 円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 2 0, 0 0 0 円</u> とする。 4 （略） （基礎課税額に係る税率） 第 4 条 基礎課税額に係る税率は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1） 所得割額 <u>1 0 0 分の 7. 6 4</u> （2） 被保険者均等割額 被保険者 1 人について <u>2 7, 6 0 0 円</u> （3） 世帯別平等割額は、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額とす

改正前	改正後
る。 ア 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。イ、第6条及び第20条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。ウ、第6条及び第20条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>20,800円</u> イ 特定世帯 <u>10,400円</u> ウ 特定継続世帯 <u>15,600円</u> （後期高齢者支援金等課税額に係る税率） 第6条 後期高齢者支援金等課税額に係る税率は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1） 所得割額 <u>100分の3.0</u> （2） 被保険者均等割額 被保険者1人について<u>9,700円</u> （3） 世帯別平等割額は、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額とする。 ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,300円</u> イ 特定世帯 <u>3,650円</u> ウ 特定継続世帯 <u>5,475円</u>	る。 ア 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。イ、第6条及び第20条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。ウ、第6条及び第20条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>20,000円</u> イ 特定世帯 <u>10,000円</u> ウ 特定継続世帯 <u>15,000円</u> （後期高齢者支援金等課税額に係る税率） 第6条 後期高齢者支援金等課税額に係る税率は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1） 所得割額 <u>100分の3.27</u> （2） 被保険者均等割額 被保険者1人について<u>11,500円</u> （3） 世帯別平等割額は、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額とする。 ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,400円</u> イ 特定世帯 <u>4,200円</u> ウ 特定継続世帯 <u>6,300円</u>

改正前	改正後
(介護納付金課税額に係る税率) 第8条 介護納付金課税額に係る税率は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 所得割額 <u>100分の3.1</u> (2) 被保険者均等割額 被保険者1人について<u>17,300円</u> (国民健康保険税の減額) 第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>200,000円</u>を超える場合には、<u>200,000円</u>）並びに介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,0	(介護納付金課税額に係る税率) 第8条 介護納付金課税額に係る税率は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 所得割額 <u>100分の3.03</u> (2) 被保険者均等割額 被保険者1人について<u>16,900円</u> (国民健康保険税の減額) 第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>220,000円</u>を超える場合には、<u>220,000円</u>）並びに介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,0

改正前	改正後
00円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について<u>16,730円</u> イ 基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,560円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,280円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>10,920円</u> ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について<u>6,790円</u> エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,110円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,555円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,833円</u> オ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について<u>12,110円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、	00円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について<u>9,320円</u> イ 基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,000円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,000円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>10,500円</u> ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について<u>8,050円</u> エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,880円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,940円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,410円</u> オ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について<u>11,830円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、

改正前	改正後
430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について<u>1,950円</u> イ 基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,400円</u> （イ） 特定世帯 <u>5,200円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>7,800円</u> ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について<u>4,850円</u> エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,650円</u> （イ） 特定世帯 <u>1,825円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>2,738円</u> オ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について<u>8,650円</u> （3） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、	430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について<u>3,800円</u> イ 基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,000円</u> （イ） 特定世帯 <u>5,000円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>7,500円</u> ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について<u>5,750円</u> エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,200円</u> （イ） 特定世帯 <u>2,100円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>3,150円</u> オ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について<u>8,450円</u> （3） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、

改正前	改正後
430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について <u>4,780円</u> イ 基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,160円</u> （イ） 特定世帯 <u>2,080円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>3,120円</u> ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について <u>1,940円</u> エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,460円</u> （イ） 特定世帯 <u>730円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>1,095円</u> オ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>3,460円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31	430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について <u>5,520円</u> イ 基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,000円</u> （イ） 特定世帯 <u>2,000円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>3,000円</u> ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について <u>2,300円</u> エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,680円</u> （イ） 特定世帯 <u>840円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>1,260円</u> オ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>3,380円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31

改正前	改正後
日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア 前項第１号アに規定する金額を減額した世帯 <u>３，５８５円</u> イ 前項第２号アに規定する金額を減額した世帯 <u>５，９７５円</u> ウ 前項第３号アに規定する金額を減額した世帯 <u>９，５６０円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>１１，９５０円</u> （２） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア 前項第１号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>１，４５５円</u> イ 前項第２号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>２，４２５円</u> ウ 前項第３号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>３，８８０円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>４，８５０円</u> ３ （略）	日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア 前項第１号アに規定する金額を減額した世帯 <u>４，１４０円</u> イ 前項第２号アに規定する金額を減額した世帯 <u>６，９００円</u> ウ 前項第３号アに規定する金額を減額した世帯 <u>１１，０４０円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>１３，８００円</u> （２） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア 前項第１号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>１，７２５円</u> イ 前項第２号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>２，８７５円</u> ウ 前項第３号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>４，６００円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>５，７５０円</u> ３ （略）

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和６年４月１日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の橿原市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理由 国民健康保険の県単位化及び地方税法施行令の一部改正により、保険税の改定等を行うため、所要の改正を行うもの

議第 8 号

檀原市手数料徴収条例の一部改正について

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例

檀原市手数料徴収条例（平成 1 2 年檀原市条例第 3 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前			改 正 後		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
名称	事務	手数料の額	名称	事務	手数料の額
（略）			（略）		
1 9 の 3 指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料	介護保険法第 7 8 条の 1 2 において準用する同法第 7 0 条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新、同法第 7 9 条の 2 第 1 項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新、同法第 1 1 5 条の 2 1 において準用する同法第 7 0 条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新又は同法第 1 1 5	1 件につき 1 1, 0 0 0 円	1 9 の 3 指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料	介護保険法第 7 8 条の 1 2 において準用する同法第 7 0 条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新、同法第 7 9 条の 2 第 1 項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新、同法第 1 1 5 条の 2 1 において準用する同法第 7 0 条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新又は同法第 1 1 5	1 件につき 1 1, 0 0 0 円

改 正 前				改 正 後			
		条の３１において準用する同法第７０条の２第１項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査				条の３１において準用する同法第７０条の２第１項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	
		備考 指定の更新申請手数料について、次に掲げる場合は、申請件数は１件として算定する。 （１）・（２） （略）				備考 指定の更新申請手数料について、次に掲げる場合は、申請件数は１件として算定する。 （１）・（２） （略） （３） <u>指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の事業を同一の事業所において一体的に運営する指定居宅介護支援事業者が、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定の更新を併せて受けるために申請する場合</u>	
		(略)				(略)	
附 則				附 則			
(略)				<u>(施行期日)</u>			
				1 (略)			
				<u>(手数料の徴収の特例)</u>			
				2 <u>令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの間、第２条及び別表の規定にかかわらず、介護保険法第１１５条の２第１項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査に係る手数料については、これを徴収しない。</u>			
				<u>ただし、所在地が橿原市内となる指定介護予防支援事業所に係る指定申請で、かつ、指定年月日が令和７年５月１日以前となる指定申請に限る。</u>			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の檀原市手数料徴収条例別表の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理由 介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業を実施する事業者として市から指定を受けることができるようになったため、所要の改正を行うもの

議第9号

檀原市保健センター条例の一部改正について

檀原市保健センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市保健センター条例の一部を改正する条例

檀原市保健センター条例（平成15年檀原市条例第14号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<u>（事業）</u> <u>第3条</u> <u>保健センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。</u> <u>（1） 健康増進の総合的な推進に関すること。</u> <u>（2） 予防接種に関すること。</u> <u>（3） 結核その他疾病予防に関すること。</u> <u>（4） 生活習慣の改善に関すること。</u> <u>（5） 母子保健に関すること。</u> <u>（6） 成人保健に関すること。</u> <u>（7） 精神保健に関すること。</u> <u>（8） 栄養指導に関すること。</u> <u>（9） その他保健指導に関すること。</u> （委任） <u>第4条</u> （略）	（委任） <u>第3条</u> （略）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理由 機構改革や社会情勢の変化に機動的に対応するため、所要の改正を行うもの

議第10号

檀原市子ども・子育て会議条例の一部改正について

檀原市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

檀原市子ども・子育て会議条例（平成25年檀原市条例第18号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<u>檀原市子ども・子育て会議条例</u> （設置） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、<u>檀原市子ども・子育て会議</u>（以下「<u>子ども・子育て会議</u>」という。）を置く。 （所掌事務） 第2条 子ども・子育て会議は、<u>法第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理する。 （組織） 第3条 子ども・子育て会議は、委員<u>15人</u>以内をもって組織する。	<u>檀原市こども・子育て会議条例</u> （設置） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定及びこども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）<u>第13条第3項の規定に基づき、檀原市こども・子育て会議</u>（以下「<u>こども・子育て会議</u>」という。）を置く。 （所掌事務） 第2条 <u>こども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理する。</u> （1） <u>法第72条第1項各号に掲げる事務</u> （2） <u>基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の作成、進捗管理等に関わる事務</u> （組織） 第3条 <u>こども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。</u>

改 正 前	改 正 後
2 委員は、<u>法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関して知識及び経験を有する者のうちから市長が任命する。</u> (会長) 第5条 <u>子ども・子育て会議</u>に、会長を置き、委員の互選により定める。 2 会長は、<u>子ども・子育て会議</u>を代表し、会務を総理する。 3 (略) (会議) 第6条 <u>子ども・子育て会議</u>の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。 2 <u>子ども・子育て会議</u>は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 3・4 (略) (専門委員) 第7条 <u>子ども・子育て会議</u>に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。 2・3 (略) (委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、<u>子ども・子育て会議</u>の運営に関し必要な事項は、会長が<u>子ども・子育て会議</u>に諮って定める。	2 委員は、<u>次に掲げる者のうちから、市長が任命する。</u> (1) <u>法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関して知識及び経験を有する者</u> (2) <u>基本法第13条第2項の関係機関に属する者</u> (3) <u>前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</u> (会長) 第5条 <u>こども・子育て会議</u>に、会長を置き、委員の互選により定める。 2 会長は、<u>こども・子育て会議</u>を代表し、会務を総理する。 3 (略) (会議) 第6条 <u>こども・子育て会議</u>の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。 2 <u>こども・子育て会議</u>は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 3・4 (略) (専門委員) 第7条 <u>こども・子育て会議</u>に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。 2・3 (略) (委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、<u>こども・子育て会議</u>の運営に関し必要な事項は、会長が<u>こども・子育て会議</u>に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檀原市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前				改 正 後			
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）			
区分		報酬額（円）	費用弁償	区分		報酬額（円）	費用弁償
1	(略)			1	(略)		
	檀原市子ども・子育て会議の委員及び専門委員		(略)		檀原市こども・子育て会議の委員及び専門委員		(略)
	(略)				(略)		
(略)				(略)			

理由 檀原市子ども・子育て会議において、新たにこども計画の作成、進捗管理等に関わる事務を処理するため、所要の改正を行うもの

議第 1 1 号

橿原市心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部改正について

橿原市心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

榑原市長 亀田 忠彦

橿原市心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(橿原市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 檜原市中心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年檜原市条例第8号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧对照表

改 正 前	改 正 後
(定義) 第1条の2 この条例において「<u>未就学児</u>」とは、1歳から<u>6歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 2 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金<u>奈良支部</u>をいう。 (助成の方法) 第3条の2 (略) 2 対象者が<u>未就学児</u>にあつては、前項の規定にかかわらず、医療機関等から提供される情報に基づき審査支払機関から市長に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告されたことをもって、同項の規定による対象者からの申請があつたものとみなす。 3・4 (略)	(定義) 第1条の2 この条例において「<u>子ども</u>」とは、1歳から<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 2 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金をいう。 (助成の方法) 第3条の2 (略) 2 対象者が<u>子ども</u>にあつては、前項の規定にかかわらず、医療機関等から提供される情報に基づき審査支払機関から市長に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告されたことをもって、同項の規定による対象者からの申請があつたものとみなす。 3・4 (略)

(橿原市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 橿原市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年橿原市条例第25号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(定義) 第1条の2 (略) 2 (略) 3 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金 <u>奈良支部</u> をいう。 (助成の方法) 第3条の2 (略) 2 第2条の規定により助成の対象となる子どもが乳幼児にあつては、前項の規定にかかわらず、医療機関等から提供される情報に基づき審査支払機関から市長に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告された <u>こと</u> をもって、同項の規定による対象者からの申請があつたものとみなす。 3・4 (略)	(定義) 第1条の2 (略) 2 (略) 3 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金をいう。 (助成の方法) 第3条の2 (略) 2 前項の規定にかかわらず、医療機関等から提供される情報に基づき審査支払機関から市長に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告された <u>場合</u> は、同項の規定による対象者からの申請があつたものとみなす。 3・4 (略)

(橿原市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 橿原市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和53年橿原市条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(定義)	(定義)

改 正 前	改 正 後
第1条の2 この条例において「<u>未就学児</u>」とは、出生の日から<u>6歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 2 この条例において「<u>審査支払機関</u>」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金<u>奈良支部</u>をいう。 (助成の方法) 第3条の2 (略) 2 対象者が<u>未就学児</u>にあつては、前項の規定にかかわらず、医療機関等から提供される情報に基づき審査支払機関から市長に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告されたことをもって、同項の規定による対象者又は保護者等からの申請があつたものとみなす。 3・4 (略)	第1条の2 この条例において「<u>子ども</u>」とは、出生の日から<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 2 この条例において「<u>審査支払機関</u>」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金をいう。 (助成の方法) 第3条の2 (略) 2 対象者が<u>子ども</u>にあつては、前項の規定にかかわらず、医療機関等から提供される情報に基づき審査支払機関から市長に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告されたことをもって、同項の規定による対象者又は保護者等からの申請があつたものとみなす。 3・4 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の橿原市心身障害者医療費の助成に関する条例、橿原市子ども医療費の助成に関する条例及び橿原市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

理由 福祉医療費助成における現物給付の対象年齢について、現行の未就学児から高校生世代まで拡大し、医療費の一時的な窓口負担を解消するため、所要の改正を行

うもの

議第 1 2 号

檀原市介護保険条例の一部改正について

檀原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市介護保険条例の一部を改正する条例

檀原市介護保険条例（平成 1 2 年檀原市条例第 1 0 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（保険料率） 第 3 条 <u>令和 3 年度から令和 5 年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 令第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>2 8, 9 0 5 円</u> （2） 令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>3 4, 6 8 6 円</u> （3） 令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>4 3, 3 5 8 円</u> （4） 令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>4 9, 1 3 9 円</u> （5） 令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>5 7, 8 1 1 円</u> （6） 次のいずれかに該当する者 <u>6 9, 3 7 3 円</u> ア （略） イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 3 9 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 1 0 号イ、第 1	（保険料率） 第 3 条 <u>令和 6 年度から令和 8 年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 令第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>2 6, 6 6 2 円</u> （2） 令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>4 0, 1 3 9 円</u> （3） 令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>4 0, 4 3 2 円</u> （4） 令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>4 9, 8 0 7 円</u> （5） 令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>5 8, 5 9 7 円</u> （6） 次のいずれかに該当する者 <u>7 0, 3 1 6 円</u> ア （略） イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 3 9 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 1 0 号イ、第 1

改正前	改正後
1号イ又は<u>第12号イ</u>に該当する者を除く。) (7) 次のいずれかに該当する者 <u>75, 154円</u> ア (略) イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ<u>又は第12号イ</u>に該当する者を除く。) (8) 次のいずれかに該当する者 <u>86, 716円</u> ア (略) イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ<u>又は第12号イ</u>に該当する者を除く。) (9) 次のいずれかに該当する者 <u>98, 278円</u> ア 合計所得金額が320万円以上<u>400万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ<u>又は第12号イ</u>に該当する者を除く。) (10) 次のいずれかに該当する者 <u>104, 059円</u>	1号イ、<u>第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。) (7) 次のいずれかに該当する者 <u>76, 176円</u> ア (略) イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、<u>第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。) (8) 次のいずれかに該当する者 <u>87, 895円</u> ア (略) イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、<u>第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。) (9) 次のいずれかに該当する者 <u>99, 615円</u> ア 合計所得金額が320万円以上<u>420万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、<u>第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。) (10) 次のいずれかに該当する者 <u>111, 334円</u>

改正前	改正後
ア 合計所得金額が<u>4 0 0万円</u>以上<u>6 0 0万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ<u>又は第12号イ</u>に該当する者を除く。） （11） 次のいずれかに該当する者 <u>1 0 9, 8 4 0円</u> ア 合計所得金額が<u>6 0 0万円</u>以上<u>8 0 0万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））<u>又は次号イ</u>に該当する者を除く。） （12） 次のいずれかに該当する者 <u>1 1 5, 6 2 1円</u> ア 合計所得金額が<u>8 0 0万円</u>以上<u>1, 0 0 0万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））に該当する者を除く。）	ア 合計所得金額が<u>4 2 0万円</u>以上<u>5 2 0万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ、<u>第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。） （11） 次のいずれかに該当する者 <u>1 2 3, 0 5 4円</u> ア 合計所得金額が<u>5 2 0万円</u>以上<u>6 2 0万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、<u>次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。） （12） 次のいずれかに該当する者 <u>1 3 4, 7 7 3円</u> ア 合計所得金額が<u>6 2 0万円</u>以上<u>7 2 0万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、<u>次号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。） <u>（13） 次のいずれかに該当する者 1 4 0, 6 3 3円</u> <u>ア</u> 合計所得金額が<u>7 2 0万円</u>以上<u>8 2 0万円</u>未満である者であり、かつ、前各号の

改 正 前	改 正 後
(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>121, 402円</u> 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>17, 343円</u>とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この	<u>いずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）</u> <u>(14) 次のいずれかに該当する者 146, 492円</u> <u>ア 合計所得金額が820万円以上920万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</u> <u>(15) 次のいずれかに該当する者 152, 352円</u> <u>ア 合計所得金額が920万円以上1,020万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u> <u>(16) 前各号のいずれにも該当しない者 158, 212円</u> 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>16, 700円</u>とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この

改正前	改正後
場合において、前項中「<u>17, 343円</u>」とあるのは、「<u>28, 905円</u>」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>17, 343円</u>」とあるのは、「<u>40, 468円</u>」と読み替えるものとする。 5 <u>前4項</u>の保険料率により算定する当該各年度における保険料額は、その100円未満の端数を切り捨てる。 (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合) 第5条 (略) 2 (略) 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は<u>第9号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から<u>第9号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 (略)	場合において、前項中「<u>16, 700円</u>」とあるのは、「<u>28, 420円</u>」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>16, 700円</u>」とあるのは、「<u>40, 139円</u>」と読み替えるものとする。 5 <u>前各項</u>の保険料率により算定する当該各年度における保険料額は、その100円未満の端数を切り捨てる。 (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合) 第5条 (略) 2 (略) 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、<u>第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から<u>第13号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の橿原市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理由 介護保険法及び同法施行令の規定による令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料額の改定に伴い、所要の改正を行うもの

議第 1 3 号

檜原市休日夜間応急診療所条例及び檜原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
 檜原市休日夜間応急診療所条例及び檜原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
 令和 6 年 3 月 1 日提出

檜原市長 亀田 忠彦

檜原市休日夜間応急診療所条例及び檜原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 （檜原市休日夜間応急診療所条例の一部改正）

第 1 条 檜原市休日夜間応急診療所条例（昭和 4 9 年檜原市条例第 3 6 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前				改 正 後			
(診療日及び診療時間)				(診療日及び診療時間)			
第 5 条 診療所の診療日及び診療時間は、 <u>次のとおりとする。</u>				第 5 条 診療所の診療日及び診療時間は、 <u>市長が別に定める。</u>			
種類	診療日	診療科目	診療時間				
休日診療	・日曜日	内科及び小児科	午前 1 0 時から正午まで及び				
	・国民の祝日に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号) に定められた休日		午後 1 時から午後 9 時 3 0 分 まで				
	・ 1 月 2 日、1 月 3 日、8 月 1 5 日及び 1 2 月 2 9 日から 同月 3 1 日まで	歯科	午前 1 0 時から正午まで及び 午後 1 時から午後 4 時まで				
夜間診療	毎日	内科	午後 9 時 3 0 分から午前 0 時 まで				

改 正 前				改 正 後	
		小児科	午後9時30分から午前6時まで	附 則 (臨時の分院の設置) 第2条 <u>感染症のまん延防止等</u>のため、市長が必要と認めるときは、臨時に診療所の分院を設置することができる。 2 (略)	
2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、診療日及び診療時間を臨時に変更することができる。 附 則 (臨時の分院の設置) 第2条 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）のまん延を防止するため、市長が必要と認めるときは、臨時に診療所の分院を設置することができる。</u> 2 (略)					

(橿原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 橿原市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年橿原市条例第31号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前		改 正 後	
附 則 1～3 (略) 4 <u>職員が、橿原市休日夜間応急診療所条例（昭和49年橿原市条例第36号）に規定する休日夜間応急診療所及び同条例附則第2条の規定により臨時に設置された診療所の分院で新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有</u>		附 則 1～3 (略)	

改 正 前	改 正 後
<u>することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、別表に定める感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の額にかかわらず、日額3,000円（新型コロナウイルス感染症の者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、日額4,000円）を支給する。</u>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理由 檀原市休日夜間応急診療所について、感染症や災害等の様々な場面において応急診療所として迅速に対応等するため、所要の改正を行うもの

議第 1 4 号

檀原市営住宅条例の一部改正について

檀原市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市営住宅条例の一部を改正する条例

檀原市営住宅条例（平成 9 年檀原市条例第 1 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（入居者の資格） 第 6 条 （略） 2 前項で定める高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 （1）～（7） （略） （8） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 1 3 年法律第 3 1 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者で、次のいずれかに該当するもの ア （略） イ 配偶者暴力防止等法第 1 0 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの	（入居者の資格） 第 6 条 （略） 2 前項で定める高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 （1）～（7） （略） （8） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 1 3 年法律第 3 1 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者で、次のいずれかに該当するもの ア （略） イ 配偶者暴力防止等法第 1 0 条第 1 項<u>又は第 1 0 条の 2（同法第 2 8 条の 2 においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。）</u>の規定により裁判所がした命

改 正 前	改 正 後
	令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理由 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正により、一部の規定について条を分けて規定されるようになったため、所要の改正を行うもの

議第 1 5 号

檀原市屋外広告物条例の一部改正について

檀原市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市屋外広告物条例の一部を改正する条例

檀原市屋外広告物条例（平成 2 3 年檀原市条例第 1 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（管理義務） 第 1 3 条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者（以下「<u>広告物設置者等</u>」という。）は、これらに関し補修その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保持しなければならない。	（管理義務） 第 1 3 条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は<u>広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者（次条において「<u>広告物の所有者等</u>」という。）</u>は、これらに関し補修その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保持しなければならない。 <u>（点検）</u> 第 1 3 条の 2 <u>広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物の所有者等は、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をしなければならない。ただし、規則で定める簡易な広告物又は掲出物件については、この限りでない。</u> <u>2 前項本文の点検のうち規則で定めるものについては、次に掲げる者が行うものとする。</u> <u>（1） 法第 1 0 条第 2 項第 3 号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物</u>

改 正 前	改 正 後
(許可の取消しその他の措置) 第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、許可を取り消し、又は当該広告物の表示若しくは掲出物件の設置の停止を命じ、若しくは相当の期限を定め、これらの改装、改造、除却その他必要な措置を命ずることができる。 (1)～(5) (略) 2 (略)	<u>件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者</u> <u>(2) 前号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として規則で定める者</u> (許可の取消しその他の措置) 第16条 市長は、<u>広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</u>に対し、許可を取り消し、又は当該広告物の表示若しくは掲出物件の設置の停止を命じ、若しくは相当の期限を定め、これらの改装、改造、除却その他必要な措置を命ずることができる。 (1)～(5) (略) 2 (略)

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第13条の2第2項の規定は、令和9年10月1日から施行する。

理由 屋外広告物の所有者等に点検義務を課し、点検の実効性を高めて安全性の向上をさらに図るため、所要の改正を行うもの

議第 1 6 号

檀原市上水道給水条例の一部改正について

檀原市上水道給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市上水道給水条例の一部を改正する条例

檀原市上水道給水条例（昭和 3 6 年檀原市条例第 2 8 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（給水装置の新設等の申込み） 第 5 条 給水装置の新設、改造（水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。）第 1 6 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は廃止の工事（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2～5 （略） （給水装置の基準違反に対する措置） 第 3 6 条 （略） 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 1 6 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。	（給水装置の新設等の申込み） 第 5 条 給水装置の新設、改造（水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。）第 1 6 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は廃止の工事（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2～5 （略） （給水装置の基準違反に対する措置） 第 3 6 条 （略） 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 1 6 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

改 正 前	改 正 後
(水道技術管理者の資格) 第45条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) ～ (5) (略) (6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	(水道技術管理者の資格) 第45条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) ～ (5) (略) (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理由 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、令和6年4月1日から水道法が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることから、所要の改正を行うもの